

新法人移行申請に必要な定款一部改訂の内容と実施事業の仕訳

新法人移行申請のため、定款の一部改訂と実施事業に関して下記の通りとする事となった。

記

1. 定款の一部改訂

主な改訂点は下記の通り。

- ① (事業) 第5条第1項 第6号に広報活動を加えた。
理由：公益目的支出計画書の作成に際して、実施事業を明確にする必要がある。
- ② (除名、資格の喪失) 第10条～第11条 会費を2年滞納した場合に資格を喪失し、退会となる旨に変更した。
理由：一般法人法上、会員の権利を制限できないため、資格を停止した場合の権利を明確にすることが難しいため。
- ③ (理事会の招集) 第25条 「理事会は、毎度2回会長が招集する。」以降の条文を削除。
理由：各理事は理事会を招集することが出来る権限があるので、これを制限するような文言を削除した。
- ④ (議事録) 第27条 議事録の署名押印者を「出席した会長、副会長及び監事」に修正した。
理由：出席した全理事の署名押印は運用上、極めて難しいため。
- ⑤ (総会の定数等) 第32条第2項 「可否同数のときは、議長が決する」との条文を削除した。
理由：議長となった会員に2票を与えることになり、不可。

2. 実施事業の仕訳

公益目的支出計画書の作成にあたり、定款の事業に照らし下記の通り事業区分とする。

- ① ジュニアヨットクラブの普及活動と競技会開催に関する事業
(定款第5条第1項 第3号、7号)
- ② 諸外国との交流・親善に関する事業
(定款第5条第1項 第4号)
- ③ ジュニアヨットクラブの指導者の養成に関する事業
(定款第5条第1項 第1号、2号、5号)
- ④ ジュニアヨットクラブに関する広報活動及び刊行物の発行に関する事業
(定款第5条第1項 第6号)